

▶ 道路のデザインに関する課題

(1) 道路デザイン指針(仮称)検討委員会での論点整理

平成 15、16 年度に実施された『道路デザイン指針(仮称)検討委員会』での議論の要点を以下に整理し、今後の改定にあたっての参考とする。

表 平成 15、16 年度 道路デザイン指針(仮称)検討委員会での議論の要点一覧

1. 現行マニュアル[*]の問題点について(※道路景観整備マニュアル(案))
・現行マニュアルによって所定の成果が得られたかの検証や次世代に向けて積み残した課題を明確にする。
2. 指針の基本方針について
・次世代のデザイン指針として、まとめ方に留意し、見て面白いものとする。 ・景観は特別なことではなく事業全てに係ることであり、「景観」を一般化する。 ・初動的なエラーを防ぐような指針とする。
3. 指針の位置づけについて
・指針の周知の仕方(通達、出版等)や対象者(行政、コンサル、学生、市民等)を明確にする。 ・画一的に押し付けるマニュアルではなく、現場で考えて整備していく際の指針を目指す。
4. 指針に記載すべき事項について
・道路景観を左右する構想段階や計画段階から活用されるように想定する。 ・景観配慮において整備水準のグレード分け、最低限のルールを明確にする。 ・今後は新規事業が少なく、改修が多くなる上、ITS 等の道路の高度化が想定されるため、道路の理念を設定し、指針検討の前提とするべきである。 ・都市内道路(街路)の取り扱い方について都市局を含めて検討を行う。(都市計画や土地利用計画とのリンクを検討、沿道に対してどこまで言及できるか。) ・山間部、郊外部、都市内の項目や記載内容量のバランスをどうするか。 ・美しい道路の定義をどのように設定し、利用する者に正しく理解してもらえるか。
5. 指針の構成について
・指針と事例集の使い分け等、様々なやり方が考えられる。
6. 事例集について
・図面や寸法が入ったものとし、行政側担当者が評価できることが必要である。(例えば、舗装材の選定理由等が分かればよい。) ・遠景を活かす等の景観のポイントが忘れがちであるため、1/1000 から 1/50 まで全体から詳細まで示したい。 ・「制度」と「事業」や「設計」と「理念」等の、分かりやすい構成とする。
7. システムについて
・好事例にはキーパーツがあり、委員長や設計コンサルがしっかりしている。行政の運営の仕方等のノウハウも記載すべきである。 ・行政には設計経験者が少なくなっていることを踏まえ、好事例に繋がりやすい発注の仕方についても記載すべきである。
8. アウトプットについて
・編集の専門家も必要であり、見た目にも美しいものとするのが重要である。

(2) 景観に配慮した防護柵推進検討委員会での論点整理

平成 15 年度に実施された『景観に配慮した防護柵推進検討委員会』での議論の要点を以下に整理し、今後の改定にあたっての参考とする。

表 平成 15 年度 景観に配慮した防護柵推進検討委員会での議論の要点一覧

1. 防護柵における景観的配慮のあり方について
・防護柵において考えるべき景観的配慮とは何か。 (防護柵が有すべき機能と美しさをバランスさせてどのようにデザインするか。)
2. 防護柵の副次的機能(視線誘導等)と景観的配慮とのバランス(色彩と透過性)について
・防護柵の機能を担保しつつ、どのように景観に配慮するか。 →防護柵が目立つ：安全性が高い。(機能面) →防護柵が目立たない：景観への馴染みがよい。(景観面)
3. 防護柵の連続性・統一性について
・どのような単位で防護柵に連続性を持たせるか。統一を図っていくか。
4. 考慮すべき視点に応じた景観的配慮の考え方(内部景観と外部景観)について
・考慮すべき視点によって、どのような景観的配慮を行うか。
5. 地域に応じた景観的配慮の考え方について
・地域ごとに、どのような景観的配慮を行うか。
6. 防護柵の設置にあたって特に景観を考慮すべき地域について
・どのような場所において、特に景観に配慮すべきか。 ・整備の優先度の考え方はどうあるべきか。
7. 防護柵の設置の適切性・必要性について
・防護柵の代替措置にはどのようなものがあるか。 ・どのような場合に代替措置を考えるべきか。
8. 地域の意見の反映方法について
・どのような方法で地域意見を反映するか。 →どのような事を聞くのか。どのように聞くのか。聞いてからどうするのか。
9. 防護柵設置後の評価手法について
・設置を行った防護柵の評価手法としては、どのような手法があるか。

(3) 指針(案)解説及び防護柵ガイドライン策定後の優良事例の紹介

①指針(案)解説策定後の優良事例

■路線名：国道4号平泉バイパス(岩手県)、事業期間：昭和56年度～平成20年度



※景観に配慮した事例/国土交通省関東地方整備局 HP より

■路線名：伊豆縦貫自動車道(静岡県)、事業期間：平成6年度～



※良好な道路景観と賑わい創出のための事例集/国土交通省 HP より

②防護柵ガイドライン策定後の優良事例

- 所在地：愛知県名古屋市国道19号
- 設置年度：平成20年度
- 設置物/色彩：横断防止柵/グレーベージュ



- 所在地：岩手県山田町
- 設置年度：平成18年度
- 設置物/色彩：車両用防護柵/ダークブラウン



(4) 指針(案)解説に関する課題の整理

現行の指針(案)解説の課題と道路デザイン指針(案)の主な対応箇所を下表に整理する。

表 課題の内容と現行の指針(案)解説での対応箇所

課題の内容	主な対応箇所
①本書全体について ・道路を取り巻く最新の動向や分かりづらい部分等を踏まえて、文章や事例写真等の更新を行う。	全体
②指針(案)解説刊行以降の動向の反映について ・指針(案)解説刊行後に成立した歴史まちづくり法等の動向を含めて、特別な景観的配慮が必要な地域に関する記載の更新や歴史的地区での道路デザイン上の留意事項等の内容を充実させる必要があるのではないか。	第1章 道路デザインの目的と方向性の1-3 道路デザインの方向性 第5章 設計・施工時のデザインの5-15 既存道路におけるその他の景観改善 等
③道路ネットワークを考慮した道路デザインについて ・近年の自動車交通から歩行者や公共交通を優先した道路整備に関しても道路ネットワークの観点からの検討の重要性について追記する必要があるのではないか。	第3章 地域特性による道路デザインの留意点の3-6 市街地における道路デザイン 等
④今後の道路の利活用について（再配分、維持管理等） ・道路空間のリノベーション(再配分や沿道との一体整備等)について最新の動向を踏まえて内容を充実させる必要があるのではないか。 ・道路標識等を撤去・集約するだけでも、景観が改善される場合があるのではないか。	第4章 構想・計画時のデザインの4-4 市街地の道路の計画 等 第5章 設計・施工時のデザインの5-10 道路附属物等の設計 等
⑤維持管理段階を含めた検討について ・経年変化を考慮し、施工直後だけでなく、維持管理段階を含めて検討を行う必要があるのではないか。	第5章 設計・施工時のデザインの5-1 設計・施工にあたっての基本的な考え方 等
⑥道路占用物件について ・道路占用物件に対する道路デザイン上の留意点を充実させる必要があるのではないか。	第5章 設計・施工時のデザインの5-10 道路附属物等の設計 等
⑦路面の色彩について ・路面の色彩（車道、自転車走行空間、交差点内等）について、景観に配慮した検討を行う必要があるのではないか。	第5章 設計・施工時のデザインの5-12 色彩の設計 等

課題の内容	主な対応箇所
⑧暫定供用時の留意事項について ・近年は暫定供用期間が長くなっており、将来形を見据えた暫定整備の留意事項を補足する必要があるのではないか。（残地を防草シートで覆ったり、コンクリートで固めて放置されている事例がある。）	第5章 設計・施工時のデザインの5-13 暫定供用を予定する道路の設計 等
⑨施工時の留意事項について ・設計上は現れなかった現場での対応や施工の精度について考え方を追記する必要があるのではないか。（近年の施工技術の低下により高低差の擦り付けや石張り等の収まりが悪い事例がある。） ・施工中の仮囲いにブルーシートを用いている事例が見られるが、施工期間中の仮設物への配慮事項を追記する必要があるのではないか。	第5章 設計・施工時のデザインの5-14 施工時の対応 等
⑩歴史的価値の高い既存道路施設の保全の考え方について ・歴史的価値の高い建造物や空石積み擁壁等の既存道路施設についての保全の考え方を追記する必要があるのではないか。	第5章 設計・施工時のデザインの5-15 既存道路におけるその他の景観改善 等
⑪近年の無電柱化を取り巻く動向について ・平成28年12月に成立した無電柱化法の趣旨を含めて、内容を充実させる必要があるのではないか。	第5章 設計・施工時のデザインの5-15 既存道路におけるその他の景観改善 等
⑫災害復旧時の道路デザインについて ・災害復旧時の道路景観に対する配慮事項を追加する必要があるのではないか。	対応箇所無し→新設
⑬維持管理について ・維持管理が今後さらに重要になることが見込まれる状況を鑑み、内容を充実させる必要があるのではないか。	第6章 管理時のデザイン 等
⑭現場での指針(案)解説の利活用について ・本書の現場での使われ方も含めた検討が必要ではないか。（防護柵ガイドラインと共に利活用を更に促進させる必要がある。）	第7章 道路デザインのシステムの7-3 デザインにかかる仕組みの確立 等

(5) 防護柵ガイドラインに関する課題の整理

①全国の道路景観整備指針で取り扱う道路附属物の内容と運用上の課題

i) 全国の道路景観整備指針で取り扱う道路附属物の内容

現在、全国の地方整備局、事務所等では36件(局2件、事務所34件)の道路景観整備指針が策定されており、指針に記載されているのは防護柵だけではなく、他の道路附属物を対象とするものも多い(防護柵32件、道路照明19件、道路標識15件、横断歩道橋15件等)。

表 指針に記載されている道路附属物

地域区分	策定者	道路本体		構造物		道路附属物					占有物件			植栽他			
		線形・断面	擁壁・法面	橋梁	トンネル	防護柵	道路照明	道路標識	横断歩道橋	遮音壁	その他	電線・電柱	信号機・標識	ボックス類	植栽	歩道舗装	工作物等
北海道	北海道開発局(34事務所)	○	○	○	○	○		○			○	○		○		○	
関東	東京国道事務所			○		○	○		○					○	○		
	相武国道事務所					○	○		○					○	○		
	横浜国道事務所					○	○	○	○								
	千葉国道事務所					○											
	常総国道事務所			○													
	常陸河川国道事務所		○			○	○	○	○	○				○		○	
	宇都宮国道事務所			○		○	○	○	○					○		○	
	高崎河川国道事務所					○	○		○								
	長野国道事務所					○	○	○									
	甲府河川国道事務所					○											
北陸	北陸地方整備局(6事務所)					○											
中部	岐阜国道事務所			○					○								
	紀勢国道事務所							○	○								
	三重河川国道事務所					○											
	沼津河川国道事務所	○		○	○	○	○	○		○				○			
	静岡国道事務所			○		○	○	○	○								
	飯田国道事務所					○	○	○									
	浜松河川国道事務所					○	○	○		○							
	名古屋国道事務所					○											
近畿	大阪国道事務所					○											
	浪速国道事務所		○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
四国	香川河川国道事務所					○											
	松山河川国道事務所					○											
	大洲河川国道事務所					○											
	徳島河川国道事務所					○	○	○	○								
	土佐国道事務所					○											
	中村河川国道事務所					○											
九州	福岡国道事務所					○	○	○	○								
	北九州国道事務所					○			○								
	佐賀国道事務所	○	○			○	○		○								
	長崎河川国道事務所					○	○	○	○		○						
	大分河川国道事務所					○	○					○					
	熊本河川国道事務所					○											
	宮崎河川国道事務所					○											
	鹿児島国道事務所		○	○	○	○	○	○	○								
合計(件数)		3	5	9	3	32	19	15	15	4	5	1	3	2	7	3	4

<凡例>○：指針に掲載

※平成28年9月道路局調査より

また、『ふくおか国道 色彩・デザイン指針(案)-美しい筑紫路のために-(平成22年3月)/福岡国道事務所』や『公共事業における色彩・デザイン指針(平成27年12月)/中部地方整備局』では、発注工事の特記仕様書に「道路附属物については指針に従う」旨を記載することで受注業者へ指針の周知・活用を徹底させている。

ii) 道路景観整備指針の運用上の課題

防護柵ガイドラインの改定にあたり、地方整備局、事務所等を対象に行った指針を運用する上での課題に関する調査結果(下表)を参考とする。

表 道路景観整備指針の課題一覧

課題の内容
①対象外の施設との調和
②適用区間前後との調和
③近接する道路管理者との連携
④地元との合意形成
⑤個別事業(委員会)との整合
⑥現場に対する指針の周知
⑦地形、土地利用上の制約
⑧小規模更新等での周辺構造物等との調和
⑨自然との同化等による安全性確保への懸念
⑩景観的配慮によるコスト増
⑪コストバランスへの配慮
⑫担当者の異動等による継続性の確保

※平成28年9月道路局調査より

②防護柵ガイドラインの課題の整理

前述の(5) ii を含めた現行の防護柵ガイドラインの課題と主な対応箇所を下表に整理する。

表 課題の内容と現防護柵ガイドラインでの対応箇所

課題の内容	主な対応箇所
<p>①防護柵に採用する色彩について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガードレールにダークブラウンを採用している事例があるが、塗装面が比較的大きな防護柵は地域特性や背景によるがグレーページが望ましい。本書の利用者が勘違いしないように、より明確に記載できないか。 	<p>4 景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項の 4-3 色彩</p>
<p>②防護柵ガイドライン対象外施設との調和について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵以外の道路附属物として、道路照明柱、道路標識柱、歩道橋、遮音壁を追加する必要があるのではないかな。 ・道路附属物以外の道路占用物件や舗装、街路樹等についても、必要に応じて、配慮事項を追加する必要があるのではないかな。 ・防護柵以外の道路附属物についてもガイドラインで取り扱う必要があるのではないかな。 	<p>4 景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項の 4-4 防護柵の統一と他施設との調和</p>
<p>③改定後の防護柵ガイドラインの運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者側が意識しなくても受注者側から問いかけるような、確実に検討、整理を実施する仕組みをつくる必要があるのではないかな。 	<p>6 景観に配慮した防護柵整備の進め方の 6-2 マスタープランに基づく防護柵の選定</p>
<p>④道路附属物以外の道路占用物件等の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路附属物以外の道路占用物件や法定外のカラー路面標示等についてもガイドラインで取り扱う必要があるのではないかな。 	対応箇所無し
<p>⑤道路照明について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光源の標準が LED になりつつあるが、LED の特徴に留意する必要があるのではないかな。(一般に LED は灯具とランプが一体で製作される場合が多い。) ・道路照明の道路縦断方向の連続性の保持について言及してはどうか。(照明柱や灯具の形状の統一性に関する内容) 	対応箇所無し
<p>⑥歩道橋について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩の調和とともに、橋名等を印字する際のフォントについて、考え方をまとめられないか。 	対応箇所無し

(6) 両図書の取り扱い範囲と現状の課題

下図に示すとおり、道路の各事業段階において指針(案)解説は構想から管理まで、防護柵ガイドラインは主に設計から管理までを取り扱って運用されてきているが、道路照明柱や道路標識柱等の道路附属物についてはガイドラインが無い。

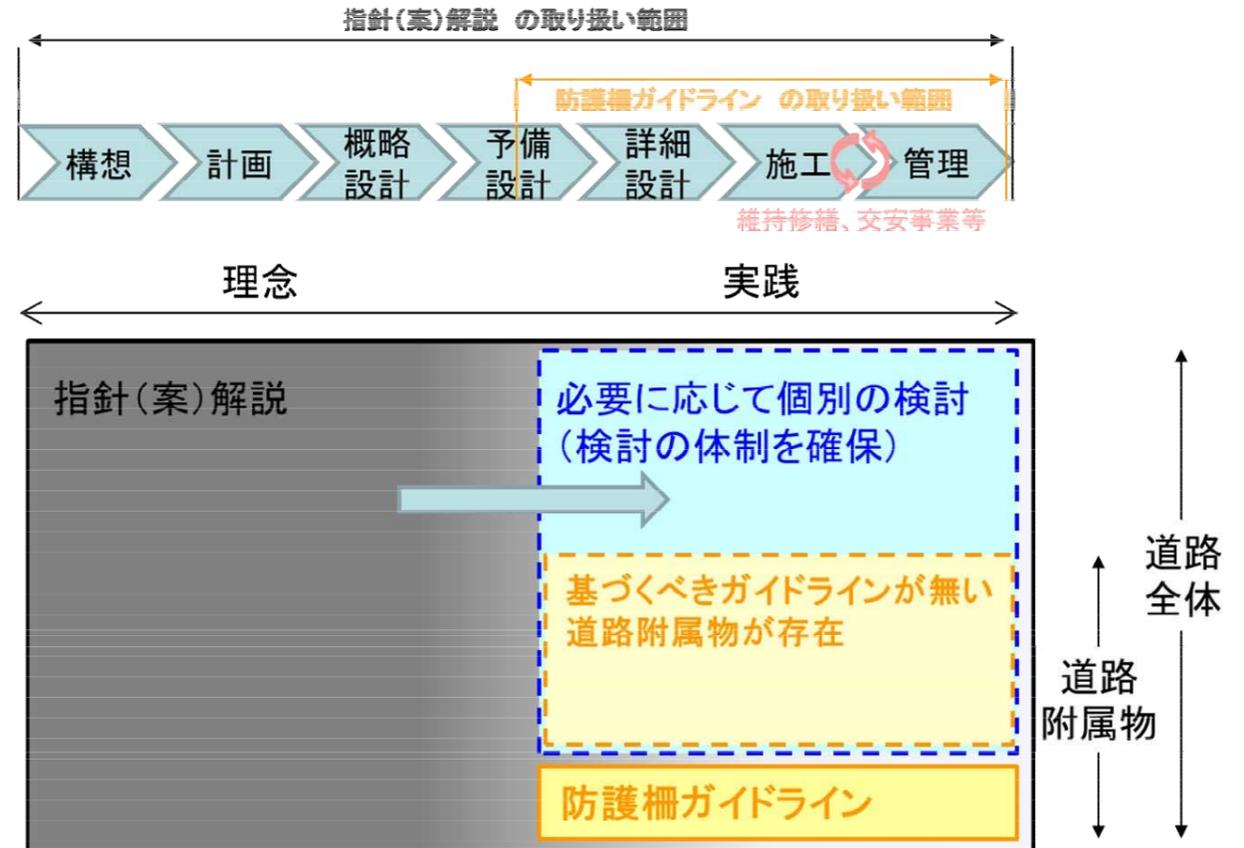


図 両図書の取り扱い範囲

(7) 景観上もう少し配慮が必要な事例

①指針(案)解説に関連する事例

→暫定供用時の残地の設えに工夫が必要な事例



→ガードレールに暗色系色彩を採用したことによる圧迫感や透過性の阻害している事例



→鮮やかな緑色を採用したことで突出して目立っている事例



②防護柵ガイドラインに関連する事例

→小規模更新等で周辺構造物等と調和していない事例



→隣接する道路管理者との連携がとれていない事例

